

支援を必要としている住民の相談相手です。全国で約 23 万人が活動しています。とても身近にいるのに、意外と知られていない民生委員・児童委員のことを、わかりやすくご紹介します。

## 民生委員って？

○民生委員法で地域ごとに配置が定められています。

### 【配置人数】

国の配置基準をもとに、都道府県知事が区市町村の意見をきいて定めます。豊島区は 252 人を定数としています。

### 【身 分】

非常勤特別職の地方公務員

### 【無報酬】

給与は支給されません。ただし、交通費や通信費などの活動費は自治体から支給されます。

### 【任 期】

3 年（再任可能）

### 【どんな人になるのか】

法律では「人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者」

### 【年 齢】

20 歳以上 75 歳未満

国基準をもとに、都道府県や指定都市などでそれぞれ取り決めています。東京都の場合は、新任が原則 67 歳未満、例外 70 歳未満、再任は 73 歳未満です。

### 【居住年数】

その地域に 3 年以上居住していること。

### 【厚生労働大臣が委嘱】

都道府県知事が、区市町村の推薦会の推薦を得た候補者を、都の審議会を経て厚生労働大臣に推薦します。委嘱は厚生労働大臣が行います。

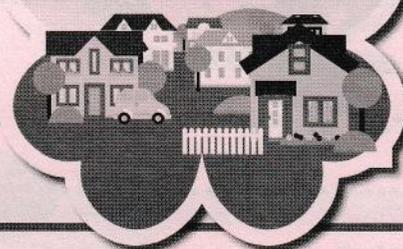
### 【児童委員を兼務】

児童福祉法により、民生委員は児童委員も兼務することが定められています。

### 【主任児童委員】

民生委員・児童委員の中から「主任児童委員」が厚生労働大臣により指名され、児童福祉に関することを専門的に担当しています。

広げよう 地域に根ざした 思いやり



お 問 い 合 せ 先

豊島区保健福祉部福祉総務課  
電話 03-3981-1722

お気軽にご相談ください

お住まいの地域の「民生委員・児童委員」については、左記にお問い合わせください。